

## 地方創生に関する政策討論会議 運営要綱

### (趣旨)

第1条 地方創生という喫緊の政策課題について、県民の視点に立った政策立案や政策提言に関する調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された地方創生に関する政策討論会議（以下「政策討論会議」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 政策討論会議は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部において策定が進められている「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について、県民の視点に立ち幅広く調査及び検討を行い、知事に対する申入れを行うに当たっての議会としての意見をとりまとめるものとする。

### (政策討論会議の組織)

第3条 政策討論会議は、委員15人で組織する。

2 委員は、議員のうちから議長が指名する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、討論の終了までの間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 政策討論会議に、座長を置き、議長をもって充てる。

2 政策討論会議に、副座長1人を置き、副議長をもって充てる。

3 座長は、政策討論会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 政策討論会議は、座長が招集する。

2 政策討論会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、政策討論会議への出席、資料の提出又は調査を求めることができる。

### (会議の傍聴)

第7条 政策討論会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）に準ずるものとする。

### (事務)

第8条 政策討論会議の事務は、議会事務局企画法務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、政策討論会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。